

協約・就業規則改定

会社側と組合で内容調整を進める

5月31日会社側から労働協約と就業規則
(育児・介護・甲種嘱託社員)変更の説明会
がありました。

破天荒

教宣部

5103号

2022年
6月7日

化学一般京滋地本
全竹中労働組合



主な内容

一、新型コロナウイルス感染等に対する会社の対応や台風等による公共交通機関の停止に伴う特別休暇の取得の取り扱いについて他のグループ会社に合わせるべく協約を変更し改善する。

二、結婚・出産・甲慰金などの支給金額見直し(引上げ)。

三、甲種嘱託社員就業規則、育児休業規則、介護休業規則についての規定見直し。

今回の改定内容については従業員として不利益になる内容ではなく、これまで不明確であったことが改善される点などは従業員にプラスになる内容であり有難いと感じています。

組合として日々事業活動に従事している従業員の環境改善を進めて頂ける会社側の対応に感謝し、これからも従業員に対する前向きな会社の対応に期待したいと思います。

甲慰金

甲慰金の見直し説明時、Aさんが「あれ、甲慰金受け取っていなかったのでは？」という話が出ました。

3年前祖母が亡くなり特別休暇を申請し3日間休みました。甲慰金が出ることも知っていましたが少し疑問を持っていました(会社に甲電の辞退を伝えるので甲慰金も辞退になると思い込んでいました)。だから当時、支給されないことに疑問を持ちませんでした。

しかし、協議中に甲電の辞退と甲慰金の支給は別の話であることが判った次第です。当時なぜ支給されなかったかは、定かでは有りません(何処かでの伝達ミス、etc)。

今度この様なことが起こらないよう、私たちもチェックが必要ですが、会社側にも再発防止をお願いしました。

